

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援
に関する法律施行令の一部を改正する政令案」に対する意見
書

2024年（令和6年）5月17日
日本弁護士連合会

2024年4月26日に意見募集が開始された「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令案」（以下「改正案」という。）に関して、当連合会は以下のとおり意見を述べる。

第1 各基礎額の最低額一律引上げ及び遺族給付基礎額算定における加算額の創設

- 1 改正案で示された各基礎額の最低額一律引上げ及び遺族給付基礎額算定における加算額の創設については、いずれも賛成する。
- 2 ただし、民事訴訟における損害賠償額を見据えたとき、これらの引上げや創設では十分とはいえないため、算定方法を含め更なる検討や見直しを不斷に続けていくことが必要である。

第2 更なる課題

1 犯罪被害給付制度とは別の補償制度創設の検討

- (1) 現行の犯罪被害給付制度の性格については、2024年4月「犯罪被害給付制度の抜本的強化に関する有識者検討会取りまとめ」（以下「取りまとめ」という。）の中でも、犯罪により生じた損害について第一義的責任を負うのは加害者であり、同制度はいわゆる社会連帯共助の精神により支給されるものとされている。

しかし、犯罪被害者等が、第一義的責任を負う加害者に損害賠償請求をなし、債務名義を得たとしても、その支払を十分に受けることができないという実態が明らかになっている。取りまとめにおいても、「犯罪被害者等が加害者から損害賠償を十分に受けることができていない現実に向き合わなければならぬことも、本検討会として一致した認識である。」とされている（取りまとめ20～21頁）。

各基礎額の最低額が引き上げられ、遺族給付基礎額算定における加算額が新設されたとしても、ほとんどの事案では犯罪被害者等が取得した債務名義の額には及ばないことが見込まれる中、社会連帯共助の精神に基づく犯罪被

害給付制度では犯罪被害者等の経済的被害回復を果たすことはできない。

- (2)① 当連合会はこれまで、犯罪被害者等補償法を制定すべきとの意見を幾度となく表明してきた¹。

取り分け2017年10月6日付け「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」の提案理由では、第1の2において「犯罪被害者の「権利」とは何か」という項を設け、「犯罪被害者支援施策の在り方を考える上で、犯罪被害者が権利の主体であることの再確認が重要である。」と指摘した（決議3頁）。

そもそも、犯罪被害者等は、いずれ被害から立ち直り、自立して生きていくことを目指す主体的な存在であり、犯罪被害者等基本法第3条においても、犯罪被害者等は「個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利」の主体であることが宣言された。

そして、その権利の淵源は、個人の尊厳と人格価値の尊重を宣言した憲法第13条と、その尊厳にふさわしい生活を営む権利を保障した憲法第25条に求めることができるのであり、犯罪被害者等支援施策の在り方について考えるとき、このような犯罪被害者等の「権利」をいかに保障し、いかに実現すべきかという観点を忘れてはならない（決議3～4頁）。

- ② また、2023年3月16日付け「犯罪被害者等補償法制定を求める意見書」においては、「国が果たすべき責務」について詳論し（意見書7～8頁）、「ひとたび犯罪が発生し被害が生じてしまった場合には、国は、連帯共助の精神を超えて、被害者等が日常生活を取り戻すための経済的支援を行う責務を有する。」と指摘した。

すなわち、犯罪被害者等基本法が定める国の責務は、犯罪被害者等がその尊厳にふさわしい処遇を保障される権利の主体として位置付けられることに根拠を有し、国際連合の「犯罪およびパワー濫用の被害者のための司法の基本原則宣言」（1985年）においても、犯罪被害者等は速やかな被害回復を受ける権利があると謳われている。本法に基づく基本計画において、重点課題として常に犯罪被害者等の損害回復・経済的支援等への取組が掲げられているのは、犯罪被害者等基本法や国際連合の宣言に基づき、国が積極的に犯罪被害者等の権利擁護のための施策を講じるべきだか

¹ 2005年8月26日付け「犯罪被害者等基本計画案（骨子）に対する意見書」、2006年11月22日付け「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」、2015年12月10日付け「第3次犯罪被害者等基本計画案骨子に対する意見書」、2017年10月6日付け「犯罪被害者の誰もが等しく充実した支援を受けられる社会の実現を目指す決議」、2023年3月16日付け「犯罪被害者等補償法制定を求める意見書」等。

らである。

そうであるとすれば、社会連帯共助の精神を超える国の責務を果たすため、犯罪被害者等が有する権利を保障するという観点から新たな犯罪被害者等補償法の制定についても検討がなされるべきである。

具体的には、加害者に対する債務名義を取得した犯罪被害者等に対して国が損害賠償金の立替払を行うことと、債務名義を取得できない犯罪被害者等に対する補償を二本柱とする法制度の創設である。

- (3) 取りまとめにおいても、立替払については、「4 残された課題」として整理されており、損害回復・経済的支援等への取組について、犯罪被害者等施策に関する府省庁が連携し、政府全体として引き続き検討すべきであると結ばれている。
- (4) したがって、立替払を含む新たな補償制度創設についても、引き続き国を挙げてしっかり取り組んでいく必要がある。

2 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等への支援

- (1) 過去の犯罪被害により現在も困難な状況にある犯罪被害者等に対する支援についても、取りまとめの「4 残された課題」として整理された。
- (2) 当連合会においては、前述のとおり、従前より犯罪被害者等補償法を制定すべきとの意見表明をしてきたところであるが、2006年11月22日付け「犯罪被害者等に対する経済的支援拡充に関する意見書」等において、補償金の消滅時効についてできる限り期間を延長すべきとの意見を述べてきた。

その理由は、突然犯罪被害に遭い、混乱状態にある犯罪被害者等が、適切に補償金を請求できるまで相当な時間を要することがあるからである。

このような現実を踏まえれば、犯罪被害から相当な時間が経過していたとしても、現在なお困難な状況にある犯罪被害者等から給付金等の請求がなされた場合には、可能な限り支給することも検討されるべきである。

- (3) さらに、犯罪被害者等給付金を従前の基準で受領したにとどまり、現在も困難な状況にある犯罪被害者等が存在している。

今般の犯罪被害者等給付金の支給額引上げの対象とならないこれらの犯罪被害者等も、犯罪被害者支援の対象であることに変わりはなく、日常生活を取り戻すための支援から取りこぼされないような制度を検討していくべきである。

3 犯罪被害者等給付金の全部又は一部不支給の見直し

- (1) 犯罪被害者等給付金の支給範囲は、これまでの改正により拡大されてきたところであるが、依然として、犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律第6条により、全部又は一部不支給とされる場合がある。
- (2) しかし、民事訴訟における損害賠償額を見据えるのであれば、司法判断により定められた債務名義を尊重すべきであって、政策的な事情により安易に全部又は一部を不支給とすべきではない。

したがって、前記各条項による犯罪被害者等給付金の全部又は一部不支給についても見直しがなされるべきである。

以上